

令和6年第4回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第149号

令和6年第4回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年11月22日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和6年12月3日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和6年第4回まんのう町議会定例会会議録（第2号）

令和6年12月4日（水曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 正 樹
11番 白 川 皆 男	12番 松 下 一 美
13番 大 西 豊	14番 川 原 茂 行
15番 大 西 樹	

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

9番 三 好 郁 雄 10番 白 川 正 樹

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 平 田 友 彦 事務局課長補佐 横 関 智 之

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之 総 務 課 長 朝 倉 智 基

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	河野正法
税務課長	黒木正人	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	松本学
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	川原涼二
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	國廣美紀
琴南支所長	柴坂学	仲南支所長	小縣茂
学校教育課長	平田浩二	生涯学習課長	末久誠

○大西樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、9番、三好郁雄君、10番、白川正樹君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○大西樹議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許可します。

3番、鈴木崇容君、1番目の質問を許可します。

○鈴木崇容議員 皆さん、おはようございます。並びに、放送をお聞きの住民の皆様、また、議会傍聴にお越しの皆様、おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を進めさせていただきます。今年最後の一般質問です。ようやくトップバッターとしてこの場に立てました。終わりをければ全てよしとなるようにスムーズな進行をしてみたいと思います。

12月に入り、寒く冷たい時期になりました。にぎわいのある場所ではクリスマスソング、そして、早いところではお正月の貼り紙やポスターなどが貼ってありました。今年もあと残すところ今日を含めて28日となりました。これから年末にかけてはあっという間に時がたつのが早いと思いますので、どうか体調管理を万全にして、皆様、いいお正月を迎えていただきたいと思います。

それでは、今年最後の一般質問に入ります。

今回は質問は2点であります。1問目が子どもの遊び場（KIDS・PARK）施設と環境整備は。2問目が24時間対応のリサイクルステーションを町内にについてです。よ

ろしくお願いいたします。

それでは1問目、子どもの遊び場（K I D S ・ P A R K）施設と環境整備はについてお聞きいたします。

昨年、9月議会で質問をさせていただきました。そのときの題名が子供たちが安心して遊べる環境、施設の考えはでした。その際、教育長から私的に捉えました6つのことを言われました。1つ目が地域の子供たちや親のニーズを理解する、2つ目がどのような施設が求められているのか、3つ目が雨の日に利用できる施設に対する需要、4つ目が適切な場所の選定、5つ目、施設に対するニーズを的確に把握しながら計画を練る必要、そして、最後が慎重に判断をしまいとのお答えをいただきました。

あれから1年少しがたちましたが、お答えいただいた点についての把握の状況、その結果を踏まえて、これからのニーズ等についてどのように理解が深まったのでしょうか。この点についてお答えをいただきたいと思います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員さんの、子どもの遊び場（キッズパーク）施設と環境整備はとの御質問にお答えいたします。

町内には利用者の極端な低下により児童館を廃止しており、子供たちが安心して遊べる施設といえば、かりんの丘公園、公民館、琴南活性化センターなどがあります。雨が降った場合に、屋外施設となる公園ではなかなか安心して遊べる環境とは言い難いと思われませんが、公民館、琴南活性化センター、町有施設ではありませんが、国営讃岐まんのう公園内のドラムドームなどは、雨の場合でも子供たちが安心して遊べる施設であると認識しております。

そういった現状の中で、子供たちが安心して遊べる施設を建設することは、地域の子供たちやその保護者にとって非常に有益なプロジェクトであると考えます。

建設を計画するに当たって、地域の子供たちや親のニーズを理解することが非常に大切であり、どのような施設が求められているのか、また、子供たちが利用できる施設に対する需要を正確に把握する必要があると考えております。

次に、適切な場所の選定であります。公園などの近くでアクセスが容易であるとともに、安全な場所を優先することも必要であります。

予算確保の観点からは、地方債を活用しなければ建設することができないと認識しておりますが、令和7年度まで活用できる合併特例債は、配分されている金額は他の施設や道路の計画が全額を占めており、活用することができない状況であり、さらに緊急防災・減災事業債を活用して情報基盤整備事業、避難所である体育館の空調設備導入事業など、大規模な事業が9年度頃まで続くため、建設するための財源確保が現時点では非常に難しい状況となっております。

また、建設後のコスト計算、運営計画も必要となってきますので、少子高齢化になっている現状を踏まえ、新たな建設につきましては、慎重に判断をしまいたいと考えてお

りますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 よく分かりました。

御答弁の中で、令和7年度まで活用できる合併特例債は、配分している金額、ほかの施設、道路の計画が全てを占めているため活用できないと。また、緊急防災・減災事業債、略して緊防債を活用して情報基盤整備事業、避難所である体育館の空調設備導入事業と、大規模な事業が9年度頃まで続くと言われました。これはこれで非常に分かります。ですが、こちら、私が言っていることも大事だということを認識をしておいてほしいと思います。

今現在、昨年9月にも言いましたが、屋内施設、そういった幼児たちが遊べる環境というものが整っていないというのも現実であるので、これをしっかりと踏まえてお考えをいただきたいと思います。

恐らく今回のこの御答弁は優先順位で考えたのだと思います。しかし、この子供の施設がないということをもう一度よくお考えいただいてほしいと私は思います。

また、今年3月には丸亀ボート隣のKIDS PARK Moov i、これも昨年9月に私も言いました。このMoov iというのが今年3月にまんのう町に出張的にやっていただきました。これ、仲南小学校だったと思います。かなりの反響だったと思います。そしてまた、行かれた方には、またやってほしい、また来てほしいという声も聞きました。

御答弁の中では、大規模な事業が令和9年度頃まで続くと言われましたが、それまで何もしないのかというふうにお聞きしている住民の方も思うかもしれません。

そこで、私が以前にも言ったと思いますが、ハード面での建設が今は無理だと、この3年間無理だというのであれば、ソフト面での事業をやっていただけないでしょうか、そこをお聞きします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員さんの、ハード建設が難しいのであれば、ソフト面での考えはあるのかとの再質問にお答えいたします。

他の大型事業との兼ね合いで子供の遊び場の建設が遅れる場合についてですが、既存の公共施設を有効活用し、ソフト事業として遊び場を提供することが考えられます。

例えば丸亀ボートの関連施設で、子供の室内遊び場であるKIDS PARK Moov iの出張が今年3月23、24日の土日に仲南小学校体育館で参加費無料であり、大変好評でありました。小学生以下を対象に、ブロック遊びやサイバーホイール、エアトラックなどを会場に持ってきて開催されており、1つの有効なソフト事業であると考えております。

このように既存の公共施設を有効活用し、ソフト事業を展開することで、子供の遊び場を提供していければと考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○大西樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 よく分かりました。

これ、ただ、今年3月にやってから、まだ今現在でもまた何かイベントをやっているわけではありません。年に1回とかではなく、できれば毎月、もしくは2か月に1回くらいのペースでやったりとか、お考えがあるのでしょうか、お聞きます。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 お答えいたします。

今、鈴木委員さんから貴重な御提言をいただきましたので、庁舎内で十分検討していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 分かりました。庁舎内でよく検討を前向きにお願いいたします。

そして、これは、以前、町長が昨年9月議会で言われました。先ほども言いました。地域の子供たちや親のニーズを理解すること、どのような施設が求められているのか、雨の日に利用できる施設に対する需要、適切な場所の選定、施設に対するニーズを的確に把握しながら計画を練る必要、慎重に判断をしてから行う、これは本当にデータ収集や実績につながると思います。工事ができない令和9年度頃まではこういった、今、私が言ったことをやっていただき、前向きにさせていただき、その上、様々なものを合わせた複合施設の調査研究にもつながると思います。そういった調査研究をしていただけるのでしょうか、町長に御意見をお伺いしたいと思います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。

保護者のニーズなどの調査についてお答えいたします。

昨年9月の一般質問で、子供たちが雨の日でも安心して遊べる施設建設について答弁させていただきました。その際に、予算確保の観点からは、地方債を活用しなければ建設することができないとし、合併特例債は活用できないため、過疎債を活用するほかない考えをお答えしました。

その中で、過疎債を活用するには、過疎計画の見直しが必要となってくるため、施設に対するニーズを的確に把握しながら計画を練っていく必要があると答弁させていただきました。このニーズ調査ですが、考えておりましたのは、財源確保のめどが立ち、過疎計画の見直しに入った段階で保護者などのニーズを把握し、どのような施設を望んでいるのか、また、どのような設備が必要であるのかなどを調査し、把握しようと考えておりましたので、昨年の9月以降、すぐに施設が必要かどうかなどのニーズ調査を行う予定ではないわけでございます。計画のめどが立ち、調査が必要になった折には対応させていただきたいと考えておりますので、御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 よく分かりました。

また、現在は町営で行っていることなみ未来館でも、令和5年の子育て部会の来場者は1,644人、そして今年令和6年は、10月現在ですけれども493人と、かなり場所的には少し遠いところでも、これだけの来場者が来ておられます。

もっとすごいのが、民間で、今、行っている高篠地区でのたかしの家では、2023年10月から2024年の10月のこの1年間で2,696人もの来場者があったそうです。しかもここは毎日開けているわけではなく、年間合計で96日ほどしか開けていなくて2,696人、本当にすごいです。いかに保護者や親御さんらが屋内施設等に連れていくかということが、この数を見れば分かると思います。

今はそれだけ、かわいそうに、小さなお子様たちが行き場がないというのが現状であるので、どうかこの建設に関してよろしくをお願いします。

そこで、もう一つお聞きします。

令和9年度まで調査研究データを集める、様々な実績を積んでいただき、令和10年度からはすばらしい総合施設の建設をやっていただけるのでしょうか。急なお言葉ですが、お答えください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。

御期待に沿えるように、前向きに十分検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。よく分かりました。ぜひとも活発にやってください。

子供の幼少期というのはあっという間に過ぎてしまいます。今、まんのう町には幼児向けの屋内施設、複合施設がないため、かわいそうに、我慢という犠牲を払っている子供たちがたくさんいると思いますので、どうか本当に考えていただきたいと思います。

続いて、2問目に入ります。

○大西樹議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 それでは、2問目に進みます。2問目は24時間対応のリサイクルステーションを町内にです。

この質問は、今回、資源ごみ関係であります。この質問は今回の12月一般質問には、私と同僚の真鍋議員が明日質問いたしますので、どうか丁重にお答えをいただきたいと思います。

現在、まんのう町外を車で走っていると、よく見かけるのが、資源ごみなどを回収する場所、リサイクルステーションなどです。近隣ではお隣の琴平町、そして善通寺市、丸亀市ではフジグランの駐車場内、その隣のパチンコ店ダイナムの駐車場内に資源ごみを収

集するところなどがあります。

このリサイクルステーション、いろいろ調べてみますと、民間事業者がほとんどであり、多いというのがよく分かりました。段ボールや新聞紙、衣類、古紙、鉄、ペットボトルなどなど集めている場所です。

我々人間が生活をしていると必ず出てくるいわゆる家庭から排出されるごみです。しかし、最初のごみですけど、これが有効に利用し、資源に変わる、いわゆる資源ごみ回収、収集です。これにはれっきとした法律というものがあり、正式名称ですが、少し長いです。容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律といい、簡単に言うと、容器包装リサイクル法といいます。これは１９９５年に制定され、要するに規則ができたということです。そして、その４年後の１９９９年４月に本格的に施行され、現在、２５年余り続いているものです。

これに伴い、今もまんのう町で継続されているのが環境再生、資源循環としての資源ごみ収集であります。この資源ごみ収集というのが、ここのところ問題になっています。例えば長期のコロナ禍を経て、インターネットで買物をする方が非常に多くなり、段ボールや小袋、その他の資源ごみが家庭で多くなっていると思います。皆さんも一度見てください。そんなにないと言われる方は、家族の誰かが小分けをして捨てているのかもしれませんが。そういった結果、あまりにも家庭内で段ボールやその他の資源ごみが増えるため、近隣のリサイクルステーションなどに捨てに行く方々が多くなっています。そのため、資源ごみの利益減収にもつながっているかもしれません。

また、ほかには資源ごみの当番制問題であります。各自治会から、早朝、当番制で行っているものです。最も忙しい時間帯に大事な時間を費やし、朝６時半ぐらいから１時間ほど、本当にかわいそうな方なんかは、２人がかりで当番制をしているという方もおられます。前半３０分は御主人さんが出られ、後半３０分はその奥さんが出られる、２人がかりで当番制を行っている人もいます。そしてもっとひどい方は、そもそも当番にも行かないという方もおられます。というか、忙しい時間帯のため行けないというのが正解なのかもしれません。

昨日の教育民生常任委員長の委員長報告の中でも、各自治会では住民の高齢化など、当番制が機能しづらくなっていると言われていました。これこそが現実であり、実情であると思います。

行政の方から見ると、何を今さら当番制のことと思うかもしれませんが、既に世代や時代が変わっています。近年は働き方改革で雇用年数も延びていますし、昔なら定年退職で家にいた年齢の方でも今は働いている。ましてや、現在は共働き世帯がとても多いと思います。

私ながら８市９町をこの問題を調べてみました。やはり当番制を導入しているところは同じ問題で非常に悩んでおりました。そして、これによって自治会離れや退会をする方もいました。

そこで、お聞きします。

このような問題を少しでも両面のほうから解決できるように、働いている住民の方や共働き家庭の方がいつでも捨てれる、どんな時間でも捨てれる、24時間対応のリサイクルステーションをまんのう町から民間事業者に声がけをしていただき、町有地の紹介や、できた建物内の掃除、周りの掃除、そういった協力を共にしながら、まんのう町内にリサイクルステーションをつくっていただけないのかお聞きいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員さんの2番目の質問、24時間対応のリサイクルステーションを町内にとの御質問にお答えいたします。

この資源ごみの収集は、平成9年4月に容器包装リサイクル法が本格施行されたことに伴い、旧満濃町の場合では、まず5地区6か所をモデル地区として収集を行ったのが始まりであります。それ以降、町内の各自治会単位で取り組むことになり、自治会内では当番制を取り、まんのう町となった現在も全町的に取組を継続し、ごみの減量化、リサイクルや地球環境に配慮するといった意識の醸成に大きく寄与しているものと認識しているところでございます。

一方では、全国的な問題となっております人口減少と高齢化や社会情勢の変化によって、本町も同様に自治会会員数の減少や自治会離れが進み、このままでは自治会活動が危ぶまれるといった言葉も聞かれるような状況を迎えている中、これまで30年近くにわたり活動を継続されている自治会の会員の皆様方には敬意を表する次第でございます。

さて、ただいま鈴木議員より御提案いただきました24時間対応のリサイクルステーションですが、近年、民間業者による開設が増えているようであります。近隣他市町の多くは比較的交通量の多い場所にあり、民家がまばらなところにはあまり見られないことや、面積的にはあまり広くなく、監視カメラを設置し、無人での管理となっていることがかえて不気味に感じられるところなどが挙げられます。この24時間対応のリサイクルステーションは設備整備費が比較的安価であること、無人であるために人件費が不要なことに加えて、令和3年頃より金属類の引取り単価が上がり始め、令和4年になってからは以前の2倍以上になっていることなどが背景にあると考えられます。

また、施設が開設されれば、車の出入りが頻繁になることや、見た目としてあまりよいものとは思えませんが、基本的に悪臭はなく、利用する住民にとっては勤務状況に影響されず、自治会への加入・未加入も関係なく、通常の自治会での回収に出すのをためらってしまうほど大量になってしまったものなども出すことができ、住民の利便性や生活環境衛生の向上が期待できるなどのメリットも考えられます。

鈴木議員さんからの御質問の中にありましたように、ある程度の需要も見込めるようでもありますので、町としては、現在、取引きしている民間業者が数社ございますので、そちらへの声かけなどから始めたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○大西樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 よく分かりました。声がけなどをしていただける、迅速な対応をしていただきたいと思います。

一つ私が言いたいのは、議員側や執行部側の保守的な考えの答弁というのは二の次にしていただきたいと。まず、一番に住民側、町民側の生活の利便性というものを最優先に考えていただけるのか、この点について、再度、お聞きしたいと思います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。

まずは、住民の皆さん方のサービス向上に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。よく分かりました。ぜひとも住民の皆さんのことをしっかりと考えていただいて、この計画というものを進めていただきたい。1問目の質問と2問目の質問、ぜひとも両面でしっかりと考えていただきたいと思います。

ここで、私の12月議会の一般質問の締めくくりとして、今年1年、執行部の皆さん、本当にありがとうございました。皆さんのおかげで私の仕事が形になりました。たくさん形になりました。私にとってこの上ない幸せであります。また来年もよろしくお願いいたします。

3月議会には、さらに練りに練って質問をしたいと思います。また、まんのう町がよくなるため、住民の皆さんが少しでも助かるような質問をしていきますので、どうか課長さん、よろしくお願いいたします。

これで今回の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○大西樹議長 以上で、3番、鈴木崇容君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

6番、竹林昌秀君、1番目の質問を許可します。

○竹林昌秀議員 皆さん、恐れ入りますが、タブレットの私の一般質問のところを開けてください。まず、ちょっとそこらいきますので。

皆さん、おはようございます。12月の初旬というのは本当に青空で、いい安定した天候ですね。大体期末試験の頃というのは物すごく天気がいいんですよ。それで12月の通知表もらう頃になると寒うて、終業式の頃いうたら雪がちらつくことが多かったですね。

私は、昨日、アサガオとユウガオを片づけて、今年の春に咲いたチューリップの球根を掘ってあったのを植えて、新しい球根も買うて、ヒヤシンスを植えて、いろんな草花をたくさん花壇に植えて、疲れ果てて、ちょっと今日は喉が枯れ気味ですね。

ちょっとタブレットを見てください。私の表題から次見てください。経常収支比率の推移、これ地方財政白書です。平成23年から令和2年ぐらいまで横ばいですよ、グラフ。ところが、令和3年に経常収支比率がどんと下がる。これはコロナ対策で臨時支出をようけやったからですね。通常の制度運用をしてたら、経常収支比率は高いわけです。三豊市

はこれが極めて高いんです。臨時的な支出をやってない。経常収支比率が低いと、財政に弾力性があるというわけですね。

次、めくってください。これは地方財政白書で、全国の市町村、都道府県の合計の基金です。大体横ばいで来たんですが、令和3年にぽこんと25.8兆円、全国で基金持つと。これはコロナ対策のお金を90兆円ばらまきましたけれども、地方交付税も裏で補填しよったんですね。市町村はよう使わずに金が残って、基金にたまったということです。

次、実質赤字比率です。これ赤字やいうのは全国の市町村もなしになると、黄色いんね。

それから、次、連結実質赤字比率、これは特別会計とかと合わせたものですね。これも健全至極、夕張が後始末をしよるだけです。窮屈なところはありますよ。窮屈なところはあるけれども、危ないところはない。

実質公債費比率です。標準財政規模に対して元利償還金の率、これも総務省に報告せないかんところは2つか3つぐらいですね。総務省は見事に地方財政を指導し切った。

将来負担率、これはいいでしょう。

資金不足比率いうのは地方公営企業で危ないところです。表15まんのう町の資金比率という、これを見てください。これは私のオリジナルです。総務省の事務次官がこれに6万円のお礼を書いてくれた。

まず、上の緑です。これはうちの基金です。私、町長、お金ためたらええんちゃうで、仕事せななんたらお金たまると。住民のために目いっぱいお金使うのがええ財政運用でというてから横ばいになって、非常に健全至極です。

下向き、黄土色と濃い赤が、これが地方債です。地方債はうちは高値安定で120億円とかその台で、そこらでいってます。この中身です。黄土色のところは地方交付税で元利償還金、面倒見てくれる率です。合併したときには面倒見てくれる率が少なくて、実質借りとりんが大きかったんやけど、今は財政が上手に資金調達して、元利償還金を見てくれるんばっかり使いよる。

この濃い赤と緑とそれを差し引きしたら、うちの実質の資金の余裕、あるいは負担ということになります。それを標準財政規模に照らすと、この折れ線グラフです。合併したときは借りとりんのお金の償還のほうかせないかんのが多かった。平成22年にためとる金のほうが多くなって、どんどんどんどん上がり始めた。町長、ためるばっかりはいかんでというて、横ばいに下がった。非常に安定運用ですね。見事な運営してると思います。

これを知った上で、皆さん、今は予算編成の時期です。住民のためにすべきこと、地域のために、発展するために打つべき手だて、遠慮なしに申請してください。

ここから私の一般質問に入ります。

1問目、大体これに20分ちょっと使って、残りを3分か4分ずつ2本という、そういう配分で思ってます。

民生の諸計画の実績トレースをどう行っているのか。事務事業の評価となり、予算編成

に生かす運用を求める。

再質問の1まで行っておきましょう。

高齢者福祉、介護保険計画の第4章の施策展開から取捨選択してはどうか。第4章、これやることが山盛りです。こないようけ実績トレースやでけへんが。この中で絞ったらどうやと。

第6章1、計画の点検指標では、平成30年から令和4年まで載っているけれども、あとどうなっとんや。これこの間の町政報告で福祉保険課長、見事に報告していただきましたね。

再質問の1のところまで、町長、御答弁願います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの1番目の質問にお答えいたします。

福祉保険課では、昨年度、令和6年度からスタートする計画として、福祉分野の最上位計画となる第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画、障害に関しましては、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画、さらに、高齢者部門の柱となる高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画、以上、3つの計画を策定をいたしました。

まず、第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画では、「住民一人一人、自分にあった幸せを創造できる「地域共生社会」が形成されたまち」を基本理念として、令和10年度までの5か年計画として策定をいたしております。

人口減少や少子高齢化、高齢者世帯の増加や地域のつながりの希薄化等を背景とした多様化、複雑化する課題を地域社会全体で考えるための仕組みづくりの基本となる地域福祉計画、また、社会福祉協議会を中心とした地域住民及び民間団体等の行動指針となる地域福祉行動計画を一体的に策定しております。

両計画は車の両輪のように、住民をはじめとする地域福祉の推進に関わる様々な担い手の参加と協力を得ながら取組を展開するという共通の目的を持つものでございます。

計画では、基本理念に基づき、6つの基本目標を掲げております。基本目標1、気づき、思いやる心を育てる。基本目標2、地域福祉における住民参画の基盤づくり。基本目標3、福祉を支える人を育てる。基本目標4、包括的な相談体制づくり。基本目標5、安心で人にやさしいまちづくり。基本目標6、誰も自殺に追い込まれることのないまち。以上、6つの基本目標の下に様々な施策を展開していくため、自助（住民一人一人が取り組むこと）、互助（地域で協力して取り組むこと）、公助（町や社協による取組）、共助（様々な社会保険制度やサービス）の4つの側面から、本町が目指す地域共生社会を具体的に示しております。

公助、すなわち町や社協による取組では、具体的な施策等を明記するとともに、令和6年から10年まで、1年ごとに評価指標を設定し、達成状況を毎年評価する仕組みといたしております。

例えば、基本目標2の地域福祉における住民参画の基盤づくりでは、まんのうささえあ

いサービス事業協力会員登録者数や活動回数、見守り・声かけ・ほっと安心事業の参加集落数などを評価指標としています。年度末には実績を基に計画の進捗状況の評価するとともに、町や社協の取組だけではなく、自助、互助、共助、公助、それぞれのバランスも図りながら、さらなる計画の推進につなげていきます。

健康増進課では、平成19年4月に健康増進計画と食育推進基本計画を包含する計画として、「まんのう健やかいきいきプラン」第1次として平成29年度に令和8年度までの第2次計画を策定をいたしております。第2次計画では、「健康は自分で得るもの・つくるもの」を基本理念とし、3つの基本指針と6つの基本目標を掲げ、終年度の令和8年度に向けて目指す目標として、人口動態や健診結果とアンケート調査結果から、町民の食生活や健康に関わる実態や意識の状況を基に数値目標を設定をいたしております。子供から大人までの全ての町民が「自分の健康は自分で守る」という意識を持って、主体的かつ継続的にライフステージに合わせて取り組めるよう、自助、共助、互助、公助、それぞれの視点を取り入れ、関係団体とも連携しながら計画を推進しているところでございます。

続いて、学校教育課では、現在、令和7年度からスタートする第3期まんのう町子ども・子育て支援事業計画の策定作業を進めているところでございます。本計画は国の子ども・子育て支援法第61条に規定されています本町における子ども・子育て支援の需給量の見込みや提供施策などをきめ細かく計画し、町民や教育、保育従事者、地域、行政が協働しながら、町全体で町民に寄り添って、取り組んでいく事業の方向性を示すものでございます。

基本理念を「だれもが子育てしやすい子育てしたいまちまんのう」として、6つの基本方針を掲げています。1つ目に地域における子育て支援、2つ目に親と子が健やかに暮らせる支援体制、3つ目にすべての子どもの権利を尊重する社会づくり、4つ目に安全・安心な生活環境の実現、5つ目に仕事と育児の両立のための環境づくり、6つ目に子どもの生きる力の育成と家庭教育の充実、これら6つの基本方針に沿った様々な施策を展開することとしており、計画年次は令和7年度から令和11年度の5年間で、計画の中間年である令和9年度に見直しを行う予定でございます。

続きまして、高齢者福祉・介護保険計画の第4章施策の展開から、取捨選択してはどうか。第6章、計画の点検手法では、平成30年から令和4年度までしか記載がないが、この常時の報告を求めるにお答えいたします。

最初に、本町の高齢者福祉・介護保険計画について説明させていただきます。

全国的に人口減少が進む中、本町の65歳以上の人口は、総人口に占める割合が38.0%、2.6人に1人が高齢者となっています。目前に迫っております令和7年には、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となります。さらに、その先の令和22年には、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となり、急速な高齢化の進展に加えて、労働人口、担い手が大幅に減少することが予想されており、介護をはじめとする社会保障の負担が一層拡大していくことや、介護の担い手不足のさらなる深刻化が懸念されて

います。

本町ではこれまでの取組を検証しつつ、高齢者ができる限り住み慣れた地域で人生の最後まで自分らしく生活を送ることができることを目指し、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「まんのう町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」を令和6年3月に策定をいたしております。

それでは、一般質問通告書に基づき、計画書の第4章施策の展開から取捨選択してはどうかという質問にお答えさせていただきます。

「地域で支え合う、高齢者が住みよい、住み続けたいまちづくり」を基本理念に、1、安心して介護サービスが受けられる体制づくり、2、介護予防・重度化防止の推進（保健事業と介護予防の一体的な取組）、3、地域ケアシステムの構築、4、地域共生社会の実現、5、就労支援と生きがいつくりの推進、6、安全・安心な暮らしの確保、以上、6つの基本目標を掲げております。

第4章では、6つの基本目標の展開を進めるに当たり、105の事業を計画し、それぞれに取組内容、現状と課題、今後の方向性、評価の方法等を掲げております。

竹林議員さんの質問は、この105の事業展開から取捨選択してはどうかという質問かと思えます。これらの事業は大きい市も小さい町も同様に進めていくこととなりますが、1つの課に職員を多く抱える市と違い、人員も予算にも限りがあることから、竹林議員さんがおっしゃるように取捨選択したいところではありますけれども、どれも重要な事業でありますし、国から課せられている事業も多くありますので、将来を見据え、優先的かつ重点的な目線に重きを置いて、人員配置や予算編成に努めたいと思えます。

次に、第6章1、計画の点検指標では、令和4年度までしかない、この常時の報告を求めるについてお答えいたします。

本計画書は3年ごとに見直しを行い、策定することとなっており、第9期計画は令和5年の年度途中で作成しておりますので、令和4年度までの実績値の記載となっております。

令和5年度の実績値につきましては、国の見える化システムに令和5年度のデータがまだ反映されておきませんので、確定数値ではありませんが、全体目標の高齢者に占める要支援・要介護認定者割合は、目標値18%以下に対し、令和5年度は18.9%、前年度の19.2%から0.3%の減少、4年連続して減少し、目標数値に近づいております。

介護予防事業では、初めて要介護認定を受けた人数「減らす」は令和4年度276人から23人減少し253人、2、初めて要介護認定を受けた平均年齢「上げる」は、令和4年度の82.76歳から83.8歳に上昇、3、要支援から要介護になった平均年齢「上げる」は、令和4年度の87.04歳から88.6歳に上昇、4、要支援から要介護になるまでの平均期間「上げる」は、令和4年度724日から410日に減少、介護保険給付では、介護サービス受給者全体のうちの居宅サービス受給者数の割合、目標値85%は令和4年度81.6%から0.2%増え、81.8%となっております。

本計画の目標値の達成状況につきましては、データが整い次第、町ホームページに掲載

する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長、お見事です、的確に目標数字を改善したものが。

基本は要介護率なんです、要介護率やいうたら複雑な要素がいっぱいあって、その数値が上がった、下がったってしょうがない。対策打てる細かい単位に手を打たなんだからかんですよ。

何をするかいうたら、第4章の105の施策がある。おいおい、目がくらむぞと。立派な介護保険計画であって、やるべきこと、実際やるのは無理なことも掲げてますよね。やっぱり政策だから理念とか方向性とか目指すところを書かないかんから、ちょっと高望みした計画になってますから、実績上げたんか、上げんかいうたら、理念掲げとったら、それは上がりませんわね。それはしんしゃくせないかんのですけども、最後に話していただいた、初めて要介護認定を受けた平均年齢、上がった。よかったな。要支援から要介護になった平均年齢、これも上がった。目標達成だ。関係職員をねぎらい、褒めてあげねばいけませんね。

ちょっとタブレットをまた見てください。

私のさっきの質問、資金と基金と元利償還金の次のところ、オレンジの棒グラフが載っとると思います。次のページ。これは都道府県別の介護保険料の基準額です。香川県のところを真ん中、青にしています。香川県は全国の真ん中ですね。これはどうしたんや、沖縄県とか千葉県、何でこない低いんや。千葉県は若い、ベッドタウンなんでしょうね。この位置づけ、指標は分からんでも、順番やったら分かる。

次、めくってください。全国の介護保険料の基準額、第1期計画、20年前からやったらこれだけ上がりよんですね。医療と介護保険で我が国は亡国になるかもしれん。

次、めくってください。これ、介護保険料の県内のランキングです。青が私のところで、ちょっと高めやけど、高齢者の割合とかも勘案してますね。福祉が整うと、これは高くなるんですよ。

次、白黒、これはうちの町の介護保険給付費、介護保険が始まったときに14億円弱やったのが、今は26億円会計ですね。恐ろしいことです。これににらみをどう効かせるのか。

次は厚労省の見える化です。県庁や厚労省から来た人で、高齢者長寿対策課長がおって、そこで話して、いろいろ言ったんですが、うちの町の位置が図表化したら分かります。

2ページめくってください。次に経営管理指標です。私はうちの町がよそ並みだったらいかんと。よそよりええ町にしたいから、よそがせんことをするためにこういう管理指標を設けてやって、厚労省の老健局長からは実務的な取組として注目してますと。ぜひ厚労省へお立ち寄りくださいという、そういう連絡を受けたりしてます。福祉保険課は着実にやっ取るわけですね。

じゃあ、介護保険のところを、次、飛ばしまして、健康増進計画「健やかいきいきプラ

ン」のところで、町長、御答弁願います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、健康増進計画の実績報告の取捨選択をどうするのかとの御質問にお答えいたします。

本町では、国や県の動向を受けて、平成19年4月に健康増進法に基づく健康増進計画と、食育基本法に基づく食育推進基本計画を包含する計画として「まんのう健やかいきいきプラン」を策定し、平成28年度までを第1次、平成29年度から令和8年度までを第2次計画期間として計画を策定をいたしております。

加えて、令和3年度には第2次計画期間の中間評価として健康と食育に関するアンケート調査を実施し、健康に対する統計値の推移や調査結果の計画策定時との比較検討を踏まえて見直しを行っております。

また、計画の推進に当たりましては、「まんのう町健康増進計画をすすめる会」を設立し、毎年、会議を開催し、重点事業や各団体の取組について協議、情報共有を行い、関係機関が一丸となり、健康づくりの取組を行っておるところでございます。

令和8年度には第3次計画の策定期を迎えますので、第2次計画の分野ごとの目標値に対する成果・実績の評価とアンケート調査結果を基に課題や問題点を明確化し、改善点を新たな目標設定に生かしていきたいと考えております。

今後も計画に基づき、予算の効率性も考慮して施策を実践し、町民の健康意識の向上、生活習慣の改善、疾病予防の強化、地域社会の健康づくり、そして、健康寿命の延伸を図れるよう進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 一般質問の途中でございますが、休憩を取りたいと思います。議場の時計で10時45分までお願いします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開します。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長、同様に障害者福祉計画の実績報告の取捨選択、実施事業たくさん書いてますよね。大事なところだけ議会へ報告してくれたらええ。それ選ばなんたら到底いかんぞ、こう思うわけです。よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、障害者福祉計画の実績報告の取捨選択をどうするのかの質問にお答えいたします。

本町では障害者権利条約を実現するため、近年の障害者に係る制度改革や障害のある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、令和3年2月に計画期間6年となる第4期障害者福祉計画を策定し、障害者施策を総合的、計画的に推進しております。

この計画は町の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、町民、関係機関、団体、事業者、町がそれぞれ自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」に当たるものでございます。

また、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画を昨年度策定をいたしております。障害福祉計画及び障害児福祉計画は国の基本方針に基づき、障害のある方、また、障害のある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画であり、障害者計画の実施計画に当たる計画です。それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画に当たり、障害者計画の実施計画に相当する計画です。障害福祉計画、障害児福祉計画ともに障害者、障害児支援に関するニーズの多様化にきめ細かく対応するため、3年ごとに見直しを行っております。

また、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画では「障害者の自立と社会参加を促進し、ノーマライゼーション社会を実現する」という基本理念を掲げ、障害者の自立と社会参加を促進し、障害者が安心して心豊かに暮らせる地域社会の実現に向けて施策の展開を図ります。

具体的には、これまでの実績と本町の実情を踏まえ、新たに令和8年度を目標年度として、国の基本指針で求められている7項目を成果目標に設定し、それぞれ施策を展開していきます。障害者に対する施策は福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、住宅、交通、情報など広範な分野にわたるため、福祉保険課が中心となり、庁内関係機関との連携、また、ハローワークや特別支援学校等、国や県の機関や障害者団体や社会福祉協議会、近隣市町とも連携を図りながら円滑な事業の実現に努めております。

なお、計画の実効性を高め、効果的・効率的に施策を推進するため、その成果を評価し、次の改善へとつなげていくいわゆるPDCAサイクルに基づいた計画の進行管理を進めていきます。年度ごとに計画の進行状況を把握し、施策の充実や見直しについて協議を行い、次年度の予算に反映させるとともに、実績データが整い次第、ホームページ等を活用し、評価結果を広く住民に公表し、計画の進行管理の透明性を図ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 計画の趣旨や目的や構成、非常に丁寧に説明していただきました。要はPDCAサイクルで何の指標を掲げてどういう結果が出たのか、これを町政報告や成果報告書に載せてくれるようにならんかなということですね。

たくさんやることも山盛りに書いてますから、そのように一々全部報告せんでええ。大事な勘所、それは5つなのかもしれない、15なのかもしれない、7つなのかもしれない、そこを事務方はよく検討していただいて、事務事業評価の視点で町政報告や成果報告してくれんかなということでもあります。

続いて、子ども・子育て支援計画、これも、今、第2期に入っております。諸計画があつという間に改定の時期ですね。介護保険なんかは3年やから、すぐにやりよらなあかん。そうでなくても次々と出てきます。子ども・子育て支援事業計画、これについても同様に第4章に山ほどやることを書いてますね。それから実績見込みを書いてます。実績見込みと比べて実績はどうやったんやろかな、これを町長に求めます。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問、子ども・子育て支援計画の実績報告の取捨選択をどうするのかとの御質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援事業計画は平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法、昨年4月1日に発足したこども家庭庁に関するこども基本法に基づくものとなっており、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくため、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な事業計画でございます。

現在、令和2年度から令和6年度までの計画であります第2期まんのう町子ども・子育て支援事業計画における実績値や子育て支援に関するアンケートを分析しながら、次期計画への事業展開に生かすとともに、予算編成につきましても、引き続き、町民のニーズを踏まえつつ、優先的かつ重点的な子育て支援策となるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 全く町長の説明、丁寧に事業の趣旨を説明していただいて結構です。

私が現職課長のときに、介護予防やいうて介護士や保健師たち、看護婦たち、走り回りよる。暑い日も寒い日もよう頑張りよる。すごいな、ようやるなと。それでもそれほんまに介護予防になりよんか。この検証をせずに保健師たちを無駄働きさせてはいかんと思ひながら、私が高齢者福祉を担ったのは僅か1年だから、そう思ひながら、やすらぎ荘を見に行ったり、介護保険の実施のトレースの入り口だけやって離れたんですね。心残りを、今、何とかしたいなと思っとるわけです。

少子化対策があるんだろうと思いますが、児童手当を増やしたり、教育費を公費支給したって、子供の数は増えるかどうか分からんぞと、こんなふうになんて最近なってきましたね。どうしてかいうたら、結婚せんことが、女の人が17%ぐらい結婚せん。男の人が26%ぐらい結婚せん。これさえやったら子供の数は回復する。何で結婚せんのかいうたら、女の方は男に年収500万円なかったら結婚したくないという。200万円そこそこの人たちは結婚しようがない。韓国はこれがひどいですね。だから合計特殊出生率が0.6ぐらいまで下がつて、地獄みたいに下がつてます。

どうも低所得対策らしいぞと。玉木の改革が世の中を揺るがしておりますが、これは焦点を得てると思う。しかし、国民民主党の方々が住民税に影響があり、地方交付税に影響があり、社会保険料に影響があるということはほとんどの方は気づいてなかった。マスコ

ミの報道もそれ分からんまま、１０３万円としか、最初、報道しなかった。じわじわじわじわ専門家が出てきて、分かるようになってきましたね。焦点が合ってきました。

重大な日本の国家を揺るがすぐらいの課題を国民民主党は投げかけた。しかし、彼らもほとんど分かってない。私のところへ訪ねてきた国会議員の先生に話しても、ある方は私は分からんと言った。ある人は私は関心を持てますと言ったけど、町の課長補佐とか係長と話をすると、分かるとる。税金やって、障害福祉やって、財政へ来とると。この３つをやった人は分かてますよ。町長が抱えとる職員たちは自慢していい。そういう職員は職員の中で４分の１か３分の１は養成せないかんですね。長期の人事ローテーションで育成することを期待します。

続きまして、国保データヘルス計画、特定健診計画、これについて驚いた。厚労省の見える化システムはここまでやってたのかと。私が現職のときはこれはなかった。介護保険計画はあるのに、国保運営計画がなかった。それは情けない状態で、私は３年間、現職時代だったんですが、国保データヘルス計画、特定健診計画、この中のどれを重視して、実績をトレースするのか、それをお伺いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

最初に、まんのう町国民健康保険第３期データヘルス計画及び第４期特定健康診査等実施計画について説明させていただきます。

国民健康保険を取り巻く環境も変わりつつあり、保健事業においても健康情報のデジタル化が加速しております。データヘルスとはレセプトや健診データ情報から医療費分析を行い、明らかになった課題から保健事業を決定し、ＰＤＣＡサイクルで効果的・効率的に検証するものです。レセプトデータ等を活用し、被保険者の身体的な状況等に応じた健康課題を的確に捉え、課題に応じた保健事業を実施することで、より効果的に健康の保持増進、生活の質の維持及び向上を図ること、また、その結果、医療費の適正化を目指しています。

本町では、平成２８、２９年度を第１期、平成３０年度から令和５年度を第２期として、これまでの取組を検証しつつ、国における標準化の動きも踏まえ、令和６年度から令和１１年度までの６年間を計画期間とする第３期データヘルス計画及び第４期特定健康診査等実施計画を策定し、町のホームページに掲載しております。

それでは、一般質問通告書に基づき、計画の実績報告から取捨選択してはどうかという質問にお答えさせていただきます。

本計画に掲げる取組といたしまして、①一次予防（特定健診未受診者勧奨、成人歯科健康診査）、②発症予防（特定保健指導、まんのう健幸塾）、③重症化予防（生活習慣病重症化予防事業、高血圧・脂質異常症受診勧奨）、④健康づくり（個別栄養相談・出張健康教室）、⑤適正医療・医療費適正化（重複・多剤投与者対策、ジェネリック医薬品使用促進）、⑥一体的実施（骨粗鬆症健診、フレイル予防事業）があります。

本計画は県の方針により、県下共通の健康課題に対し、全市町が同じ目的の事業を実施、同じ指標で経年的評価を行うこととされております。また、本町の国民健康保険の1人当たりの医療費は県平均と比較しても高く、医療費適正化において、①から⑥の全てがそれぞれ重要な事業です。しかし、同時に地域の実情に応じた見直しは必要だと考えております。

本計画の目標値の達成状況につきましては、データが整い次第、町ホームページに掲載する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 膨大なデータが整理されて載っている。宝の山だ。A Iに我々が目指す方向を指し示して、対策をA Iに答えさせてみるというのはいかがですか、町長。A IやI Tを使える最先端の町になりませんか。

私が現職のときには、風邪ひくな、けがするな、香川県で4番目に医療費が高かった。何とかせにゃいかんと。うかうか、生存権に関わることでですから言えませんが、けがするな、風邪ひくなぐらいは言える。

県の保健師と話したら、竹林さん、それあんたのところ特定健診受診率高いから、医療費上がるわ。薬飲まんでもええ人を拾い出してくれて、病院にかかっている。今、50半ば以上の人で病院へかかってない人はいないでしょう。特定健診には裏がある。特定健診で見たイエローカードの数値は、病院で先生のところへ着いたときよりもきつく設定してあるから、みんな引っかかる。病院へ行ったら大したことないということがありますね。どうやりますかね。

厚労省の国保課長とそれ話してきた。専門官を3人置いて、私を迎えてくれた。私の後任の課長が竹林さんですかと。いや、竹林はもう退職しました。賞味期限が切れたんですと。厚労省の課長は私に関心を持つとるので、東京へ行って、会ってきました。3人専門職を相手してきた。熱心ですから。

町長、これじゃ。私に関心を持つとる、吉野の人は関節、神経系は多いんだろうか。高篠の人は肺炎が多いんやろかと。地域別特性があるかもしれないね。いろいろ分析して作戦を練りませんか。医療費のトータルを下げようなんて、そんなことを言ったっていかん。対策は細かく、温泉だったらお湯の使用量、石けんの使用量、水道の使用量、重油の使用量、電灯代、1つずつ目標を立てて対策を練らないかん。国保も同じじゃ。私はメーカーにおったから、その要素、諸要素に細かい手を打つことを考えていきたい。これ入り口です。我が常任委員会もここと真っ向から格闘していただきたい。

続きまして、四半期ごとの町政報告にこの実績トレースを入れられませんか。実績する計画はある。目標の数字は掲げてある。そのとおりなのかどうか。これを厳しくは問いません。公行政に置いて努力すればするほど数値が悪くなることはよくある。不良品率を下げる、シェアを拡大する、目標が単純やったら厳しく言えるけど、複合要因ですから、四半期ごとの町政報告を反映を求める。町長、いかがか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

四半期ごとの町政報告へ反映してはどうかとの質問にお答えさせていただきます。

まず、地域福祉計画・地域福祉活動計画につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、1年ごとに評価指標を設定し、実績に基づき評価する仕組みとなっております。

評価指標につきましては、1年間の実績を成果として評価するものと、地域福祉に対する住民満足度など、次回の計画策定時に住民アンケート等を実施し、結果を基に評価するものがあります。

よって、それぞれの評価指標に合わせた実績につきまして、ホームページに掲載する予定といたしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、国保データヘルス計画、特定検診計画につきましても、同様に年度ごとに成果目標を設定しておりますので、実績等のデータが整い次第、町ホームページに掲載する予定でございます。

また、健康増進計画及び食育推進計画の「まんのう健やかいきいきプラン」の目標については、年度ごとの人口動態や健診結果から把握した数値だけではなく、計画策定時に実施するアンケート調査結果から見えてくる町民の食生活や健康に関わる実態や意識の状況を把握して、年度ごとではなく、最終年度の目標値を設定しております。四半期ごとの町政報告には反映できるものではありませんので、次期計画において示してまいりたいと考えております。

さらに、子ども・子育て支援事業計画の施策、事業の実施に当たっては、国や県など関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で必要な施策、事業を可能な限り着実に推進します。

そのために、計画・実行・評価・改善を行うPDCAサイクルに基づいた定期的な点検を行うとともに、中間年である令和9年度に後半期の対策について検討を行い、必要に応じた変更等の措置を講じるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 6月議会、9月議会、12月議会、そして3月議会と、四半期ごとに議会を開いているのは、執行段階でトレースして、改善点があれば改める。追加施策があれば、やめたらいいことは評価・点検しながら、走りながら考えるというのが地方自治法の解く、我々の執行部と議会と監査委員の体制であります。町長はこの根幹のところを肝に銘じて考えていただきたい。

メーカーにおいては、今日、プレス機械は何回動いた、何個作った、不良品何ぼだ、重油はこれだけ使った、電気代は、労働賃金は幾ら出した、1人当たり1時間当たり何個作れたの効率管理を行う。メーカーにおいては、その数値は極めて明確に設定できる。社会

保障は難しいけれども、データ取れることは取れる。見事な計画書はできている。我々が実績トレースできるのか、PDCAサイクルを具体的に年間を通じて回せるのか、これが問われているのだ。我が国の命運は防衛だけではない。社会保障が傾けるかもしれない。

以上で、1本目終わります。

○大西樹議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 2問目、道の駅、産直市、温泉や簡易宿泊所のような集客と収益性を発揮する施設は、合併後、全く増築や改修とかのリニューアルを行っていない。この中期の推進構想を問う。

再質問の1まで行きます。

健康ふれあいの里と尾ノ瀬山キャンプ場をどうするのか、御答弁願います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

道の駅、産直市、温泉や簡易宿泊所のような集客と収益性を発揮する施設は、建設より20年以上経過している施設がほとんどです。どの施設も修繕等の経費が近年は増加傾向にあることから、計画的な保守も必要であると思いますので、改修、修繕等の調査も必要ではないかと考えております。

現在は令和5年度から令和9年度の5年間指定管理制度により指定管理を行っている状況であり、計画的な修繕を行う一方で、各施設の運営状況等も考慮し、経営改善または改革を行うのか、施設の大規模改修またはリニューアルが望ましいのか検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

健康ふれあいの里と大川山キャンプ場については、現在、ことなみ振興公社が指定管理制度により管理運営を行っております。健康ふれあいの里は建設後30年近く経過しており、施設及び設備の修繕が必要な場合は、現状維持管理修繕等で対応いたしております。

近年、イノシシによる被害等が多発しており、施設を取り囲む防護柵の設置を現在行っておるところでございます。

また、テニスコートにおいては、コート面のコケの除去を行う予定といたしております。

大川山キャンプ場はキャンプ場開設より40年近く経過しております。特に2階建てコテージについては建設より30年近く経過しており、計画的な改修等が必要な時期が来ております。大川山は大滝大川県立自然公園の公園区域となっており、県営のキャンプ場や公園内の遊歩道も整備されており、こちらも老朽化等による修繕の必要があると考えており、町から県へ要望を提出しております。県の動向を注視しながら、総体的な計画を策定していき、改修等の時期を検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長、これの全体としての計画はまだ立ってない、これからだということですね。

町長が、今、説明したコケ取るとか、劣化を防ぐ、現状維持、イノシシ防護柵は安全対策、その程度ですね。魅力を増す手だてはないのかと。客商売であって、よそに対して競争力を持たねばならん。うちの健康ふれあいの里はキャンプ場としてすばらしい。林間で落ち着いた自然、しかし、テニスコートにはコケが生えとる。今の人たちがどのようなニーズを持っておるのか、これの調査研究が要る。

続いて、ふるさと研修館とふれあいロッジをどうするのかお伺いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問、ふるさと研修館とふれあいロッジをどうするのかの質問にお答えいたします。

塩入ふるさと研修館と塩入ふれあいロッジは、現在、仲南振興公社が指定管理制度により管理運営を行っております。

塩入ふるさと研修館につきましては建設より28年近く経過しており、健康福祉の増進として併設する健康センターが令和3年9月より設備等の老朽化により休館となっており、現在は研修館部分で休憩、宿泊施設としてのみ運営しております。

塩入ふれあいロッジにつきましても、建設より24年近く経過しており、隣接する山林の樹木による影響により、建物の屋根の老朽化やロッジに備え付けられている木製デッキは、特に老朽化による破損箇所が多く見受けられます。改修費用も高額となることが予想されることから、施設改修については、併設する塩入温泉並びに仲南振興公社が指定管理制度により施設管理を行っておる他の施設も含めた総体的な改修計画を検討し、計画的な改修が必要と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 本町は合併以来、高度情報基盤にまず手をつけた。町長、立派な御決断だったと思います。

かりんの丘をどうするか、大きな悩みでしたけども、あれもうまくやれましたね。

それから、中学校を中心とする3教育施設のPFIの事業、大きなトラブルに見舞われたが、皆の調査研究により見事に乗り越えて、立派な教育を行い、体育館利用はすばらしい。図書館の利用は県下でトップクラスに位置したと。大成功です。苦心惨たんの上、我々は力をつけたんだ。

そして耐震化構造、これも大事なことだったですね。地方創生臨時交付金や政府の緊急経済対策があった。

そしてこども園、仲南のは7億円を超えとる。満濃南は10億円、思い切った投資だ。

そして公民館、町長は大事な順に的確に手を打ってきた。よそみたいにお金を眠らせて遊ばせておかん。

しかし、取り残されたのが、本町に来ていただいて、幾分、お金を落としていただく公

共施設であります。公設民営、施設の設置責任は町が担う。運営の条件は指定管理者条件で決めて、極力独立収支採算でやってもらおうぐらいですね。無理なところは無理なところ。金がもうかる見込みのないところを運営任せたら、それはこっちが金出さないかん。それから収益にもつながらん雑用を町役場がそういう公社とかに押しつけとる。これは反省せないかん。

続いて、塩入温泉はどうしますかね。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問、塩入温泉をどうするのかの質問にお答えいたします。

塩入ふれあいセンター（塩入温泉）も、現在、仲南振興公社が指定管理制度により管理運営を行っております。塩入温泉も建設から29年近く経過し、ここ数年は施設設備の修繕費用がかさんでおります。平成24年には水中ポンプの交換、井戸の洗浄作業を実施、平成25年には温泉施設の水道によるシャワー等をエコキュートに設備変更、その後も毎年軽微な修繕等が発生しており、令和5年度には温泉給水加圧ポンプの修繕、自動塩素注入装置の修繕、温泉給水エコキュートの修繕と、立て続けに施設修繕が発生いたしました。

また、建物自体の老朽化による改修も年々発生しており、総体的な施設の改修検討が必要な時期が来ているものと考えております。

しかしながら、先ほどの再質問の回答にもありましたように、塩入温泉単体の改修検討を行うより、仲南振興公社が指定管理制度により施設管理を行っている他の施設も含めた総体的な改修計画を検討する必要があると考えております。よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 宿泊施設のふれあいロッジと研修館と併せてやらないかんですね。どっちが欠けてもいかん。複合運用せないかんと思います。宿泊してもらわなんだらお金が落ちん。満濃池の堰堤へ来て、2分40秒おったらさっと帰る。宿泊だと思います。地元経済効果を。

塩入温泉へ行ったら、再開しますいうとる。ロッカーめげたまま再開しとる。直して再開せえやと。再開するに当たって、このような魅力を増した、皆さん来てください、こういう考えを持てないのか。

昨日、ちょっと用があって寄ったら、排煙施設がめげてますいうて、めげとんやったら休業でしょう。排煙施設は要るからつけとる。十分な機能をサービスしてないんだったら、料金100円でいいですとせないかん。町長、どう考えますか。

○大西樹議長 地域振興課長、河野正法君。

○河野地域振興課長 竹林議員の再質問にお答えします。

温泉のほうはレジオネラ等の病原体の発生があって以降、お休みをしておりました。その間に施設のほうのシャワー施設等、修繕は行いました。今、機能等を回復しておるような状況です。

また、少々、最近また温度の調整が悪いということで、3つほど、今、修繕を出しております。

それと、御指摘があったロッカー部分なんですけど、一体的なロッカーとなっておる関係上、鍵のない部分だけを修繕することが非常に難しいということで、目下、先ほどもおっしゃったように、鍵はかかりませんが、使用ができるというような表示で運営のほうはさせていただいております。

あと、そのほかの部分で、議員さんのおっしゃるように、適正なサービスが提供できない場合はというような御指摘もございます。そういう部分は従業員のほうにも十分に周知をいたしまして、サービスの向上を目指してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 これからです。

道の駅、エピアみかど、この総体をどうしますか。道の駅空の夢もみの木パークと産直市をどうしますか。これは過疎債や農業構造改善や地域活性化債を使ってやったものですね。エピアみかどはふるさと財団の有利なお金も使ってます。この2つのところを御答弁願います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

道の駅美霞洞の総体をどうするのかの質問にお答えいたします。

まず、道の駅ことなみにつきましては、県と町で管理・運営に関する協定を結び、ことなみ振興公社へ町が委託管理をしていただいております。

次に、エピアみかどにつきましては、指定管理制度での運営となっており、経営状況につきましては、経営努力をしていることが見受けられております。

しかし、世界情勢等により、燃料費については高止まりしており、経費全体の中での負担は非常に大きくなっております。

また、燃料費に加え、円安・物価高騰により、その他の経費項目につきましても、全体の利益、資金繰りへ大きな影響を与えております。

さらに、最低賃金の引上げにより人件費が増大すると思われますが、働きやすい職場環境になっていることから、魅力ある人が集まることで、継続的な経営が可能と考えられます。

道の駅空の夢もみの木パークと産直市をどうするのかの質問でございます。

仲南道の駅交流センター（産直市）と仲南特産品センターも、現在、仲南振興公社が指定管理制度により管理運営を行っております。仲南産直市は建設より22年近く経過、仲南特産品センターは建設より32年近く経過しております。ここ数年、金額は少額ですが、修繕等も発生しています。現在は経営改善中心に取り組んでおり、商品展示や陳列にも改善が見られます。また、塩入温泉と併せて食堂のメニュー改善にも力を注いでおります。

本年より、新商品開発にもつながる市場調査等も実施しております。

先ほどの再質問の回答にもありましたように、施設単体の改修検討を行うより、仲南振興公社が指定管理制度により施設管理を行っております他の施設も含めた総体的な改修計画を検討する必要があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 新猪ノ鼻トンネルを抜けて大にぎわいです。私、国道を渡るのが大変です。

交流人口や関係人口が本町にとってどのような意義を持つのか、町長の観点を問います。

資金調達においては、辺地債、過疎債や地方創生臨時交付金とか緊急経済対策の種々があります。これをどのように使っていくのか、これについても答弁願います、

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、交流人口についてですが、観光資源である地域の文化や自然、美しい景観等を人々が訪れ、道の駅、産直市、温泉や簡易宿泊所などの施設を利用いただくことで地域経済の活性化につながり、様々なイベントや活動等の情報を発信することで、地域の魅力発信につながるものと考えております。

関係人口につきましては、体験型観光プログラムや文化交流プログラム等に取り組むことで、地域の魅力や特性を直接体験する機会を提供することで、関係人口の獲得につながるものと考えております。

短期的な地域活性化や経済効果をもたらす一方、長期的かつ持続的な地域とのつながりを創出することで、地域コミュニティの再生や価値の創造等につながっていくという意義があるものと考えております。

道の駅、産直市などの大規模改修やリニューアルを検討するときに財源は非常に重要であると考えております。当然、一般財源のみでは改修等が難しいため、やはり辺地債、過疎債などを活用するか、地方創生臨時交付金や緊急経済対策の補正予算が充当できる場合は積極的に国・県などと協議し、申請行為を行うべきであると考えております。そのためには常にアンテナを張り巡らし、あらゆる方法で財源調達を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 石破総理が地方創生交付金を倍にする言いよるね。それから参議院選挙がある。与党政府は大盤振る舞いに出るに違いない。好機を逃したくないですね。

これにて2本目終わり、3番目。

○大西樹議長 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可します。

竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 満濃池の名称指定、特別天然記念物コウノトリの飛来や綾子踊のユ

ネスコ無形文化遺産登録が本町にとってどのような誇りを育み、知名度を上げ、意義を持つのか、町長の見解を問います。

そして併せて、文化財保護法が記録と保存伝承でなく、文化資源としての活用のほうに改正された。これに対して本町はどのような対応を取るのか、町長の決意を問います。

○大西樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 竹林議員の、満濃池の名勝指定や綾子踊のユネスコ無形文化遺産登録の本町にとっての意義をどう考えているのかとの御質問にお答えいたします。

満濃池は遥かに遠望する山並みとともに優れた風致景観を呈する日本最大級のため池として知られ、長い歴史と先人たちの知恵が息づく地域の象徴です。名勝指定により地域が誇る自然と歴史的遺産の価値が改めて認識され、保存・活用への意識向上につながるものと考えております。

また、綾子踊のユネスコ無形文化遺産登録は、地域の伝統芸能が世界的に評価されたことを意味します。地域のアイデンティティーや誇りが高まり、次世代への伝承にも大きな後押しとなると思われます。

名勝指定や無形文化遺産登録は国内外からの注目を集める契機となり、これらの資源を活用したイベントや観光の企画が持続可能な地域づくりの一助となることも期待されます。

また、学校内外での満濃池や綾子踊を題材にした学習活動やイベントを通じて、地域の子供たちが自分たちの文化や歴史について学ぶ機会が増えます。これにより、ふるさとへの愛着や地域貢献への意識が育まれることが期待されます。

まんのう町には満濃池、綾子踊以外にも、豊かな自然環境が育んだ国指定天然記念物コウノトリなど、全国的に見ても貴重な指定文化財が所在しております。また、未指定の文化財の中にも、これまでの営みの中で育まれた貴重な歴史文化資源が多く所在しております。

これらまんのう町の貴重な文化財を未来へ受け継ぎ、地域の魅力を発信するためには、関連する文化財群の学術的な価値づけを行い、まんのう町総合計画などの関連計画と整合性を持たせて、総合的な保存活用の方針を定め、他の課と連携してまちづくりを進めることが重要と考えております。

そして、文化財保護法が記録と保存伝承だけではなく、文化資源としての活用に改正されたことをどう捉えているのかについての質問にお答えいたします。

文化庁では、平成31年に改正文化財保護法が施行され、地域における文化財の総合的な保存・活用、個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し等が示されました。この改正は文化財を静的な保存対象としてだけでなく、動的な活用資源として捉える考え方を示しております。これにより、文化財の価値を多角的に引き出し、地域社会における存在感を高めることが期待されます。例えば文化財の魅力を広く発信し、活用することで、地域や社会に利益をもたらすモデルを構築できる可能性もあります。

また、文化財の活用は、教育活動にも大きな影響を与えます。例えば現地での体験学習

やデジタル技術を活用したバーチャルツアーは文化財への理解を深める効果的な手段です。子供から大人まで幅広い世代が文化財に触れることで、文化の重要性や多様性への認識を高め、次世代への継承を促進します。

改正の意図を尊重しつつ、保存と活用のバランスを取る取組を進めることが重要だと考えております。

地域における文化財の総合的な保存・活用におきましては、「都道府県は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できる」、さらに「市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画であります文化財保存活用地域計画を作成し、国の認定を申請できる」というふうになっております。

香川県では令和2年12月に香川県文化財保存活用大綱が策定され、香川県の歴史文化の特色として、厳しい干ばつによる水不足は近年まで深刻であり、独自の文化を育むこととなったことを挙げ、本町の満濃池や綾子踊、大川念仏踊などが香川県を代表する文化財として位置づけられています。

文化財保存活用地域計画とは、市町村の文化財保護行政の中長期の方向性を示す基本計画と、実施する具体的な事業を記載する行動計画の両方の役割を担う計画です。

まんのう町では、当町の風土が育んだ歴史文化を明らかにし、文化財の保存や活用に寄与するため、まんのう町文化財保存活用地域計画の策定に向けた検討を令和7年度より取り組む考えであります。この計画の策定により、指定文化財だけではなく、未指定の文化財についても、包括的かつ計画的な保存・活用の促進が可能となると考えております。

まんのう町の歴史文化を生かし、地域の魅力を発信するため、生涯学習課が学術的な価値づけを行い、他課と連携して歴史文化豊かなまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

以上、竹林議員の質問の答弁とさせていただきます。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 文化財は新たに創造することができないですね。固有性、どこもまねできない、これをどうするんかということでしょうね。

教育長の説明のところをこの議場で情報共有すれば、本町にとって有効な手だてが生まれるんじゃないかなと思います。

本町文化財保護条例と規則を保護法が改正に沿った改正にできないのか。指定だけでなく登録制度を使ったらどうだろう。獅子舞、浦安の舞、お神楽や太鼓台をどうしますか。保存活用団体を指定して、ここと手を結んで一緒にやっていけぬか、御答弁願います。

○大西樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 竹林議員の再質問にお答えいたします。

文化財保護条例と規則を同法に沿う改正にできないか、あるいは、指定だけでなく、登録制度を設けて活用すべきではないか、さらに獅子舞、神楽や太鼓台などをどうするのか、保存活用支援団体を指定して協働できないのかという質問にお答えいたします。

令和４年に改正文化財保護法が施行され、無形文化財及び無形民俗文化財の登録制度の新設として、地方自治体が指定文化財に準じる価値を持つと判断した文化財を地方登録文化財として登録し、文部科学大臣へ提案することが可能となりました。

この制度は地域の独自性や文化を尊重しつつ、広く文化財に触れる機会を増やすことを目的としております。地方登録制度を通じて、地域の誇りや歴史への理解を深めることが期待されています。

まんのう町では、先ほど答弁させていただきましたとおり、まんのう町文化財保存活用地域計画の策定に向けた検討の中で、町全体の獅子舞、神楽や太鼓台をはじめとする数多くの未指定文化財の把握や価値づけを行い、候補となる文化財の検討等を進めてまいります。その上で、本町の文化財保護条例及び規則の改正の方向性や保存活用支援団体の指定についても検討してまいりたいと思います。

以上、竹林議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○大西樹議長 ６番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 ユネスコ登録の対応で大わらわだったですね。活用計画をつくれとあったってにわかにいかん、一遍にいかんぞということで、御期待申し上げます。

それでは、先に満濃池の保存活用計画、立派なのをつくっていただいています。これが、今、どう活用されているのか、実績のところをちょっとお伺いします。

これ参考にして、綾子踊や、それから有形文化財もどうやっていったらいいんでしょうね。これも考えてみたいですね。満濃池の保存計画の運用実績を問います。

○大西樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 竹林議員の再質問、満濃池保存活用計画の運用実績を問うについてお答えいたします。

国の名勝に指定された満濃池においては、令和４年度に策定いたしました名勝満濃池保存活用計画に基づき、今後の整備における基本方針となる名勝満濃池整備基本計画を令和５年度に策定いたしました。

令和６年度は保存活用計画、整備基本計画で示された内容を踏まえ、満濃池の保存・活用のための整備について関係機関と連携して取り組んでおります。

令和６年度は景観に優れる視点場等の現況調査を行い、修景・通景確保、通景の演出等の課題の抽出を行った上で、整備手法の検討資料を取りまとめており、次年度以降、満濃池の風致景観を最大限に生かすために、周遊道や多様な視点場を活用し、景観を楽しむための環境整備を行うとともに、案内板や解説板などの情報発信の整備も進めてまいります。

以上、竹林議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○大西樹議長 ６番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私も三十数年、文化庁へ出入りしてきた。専門家の諸先生方と付き合ってきたので、それまでの経過を地方財務という雑誌に寄稿させていただいて、風流の全国組織が使ってくれないかなと、そんなに思っております。

令和 7 年から保存活用計画着手、それで十分でございます。お答えいただきました。

国、県に働きかけて、地域伝統芸能活用法、過疎持続促進法、こんなのを使って、地方創生の臨時交付金も使ってみて、エポックメイクな電子機器を駆使した立体映像の中で体験できるような讃岐雨乞い記念館を造ったらどうかなと思います。記念事業としてユネスコ登録、四国八十八か所はまだまだ先々遠いですね。有形文化財がない。八十八か所を削って申請する、何事やと。八十八か所はユネスコ無形文化遺産がふさわしいんじゃないかと県庁の方に話しております。これについて御答弁願います。八十八か所は結構ですよ。

○大西樹議長 教育長、井上勝之君。 （真鍋泰二郎議員退席 午前 10 時 23 分）

○井上教育長 竹林議員の再質問、エポックメイクな電子機器を駆使する展示施設を記念整備できぬかということについてお答えいたします。

エポックメイクとは、画期的なあるいは新時代を開く等の意で用いられ、先進的な技術を用いた展示方法によって、より広い年齢層に文化財の魅力を伝えることが可能となると考えております。

まんのう町では、先ほど答弁させていただきました名勝満濃池整備基本計画において、満濃池ガイダンス施設では、先進的な電子機器を用いて満濃池周辺の自然と景色を紹介し、満濃池で体験できる季節ごとの見どころを伝えるとともに、再訪を促すため、異なる季節の風景や特別な景色の画像を提供し、デジタルアーカイブを整備して、来訪者が興味に応じて閲覧できるよう検討を進めています。 （真鍋泰二郎議員入室 午前 10 時 24 分）

その中で、綾子踊や大川念仏踊について映像などを用いて紹介し、地域における水にまつわる文化財の情報を紹介することで、より深く、広くまんのう町の歴史文化を味わっていただきたいと考えております。

以上、竹林議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○大西樹議長 6 番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 諸制度、施策を駆使して国、県に働きかけよう。政治力だ。町長、出番が来たぞ。我々も御一緒に奮闘したいと思います。皆様、いかがでしょうか。文化資源を活用する町へと我々の町は発展しようではありませんか。

御答弁結構です。誠にありがとうございました。

○大西樹議長 以上で、6 番、竹林昌秀君の発言は終わりました。

一般質問の途中でございますが、ここで休憩を取りたいと思います。議場の時計で 13 時まででお願いします。

休憩 午前 11 時 43 分

再開 午後 1 時 00 分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

7 番、川西米希子君、1 番目の質問を許可します。

○川西米希子議員 それでは、川西でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、私の一般質問をさせていただきます。

今回は、保育ソーシャルワーカーの導入、スクールソーシャルワーカーの増員、介護予防住宅改修の受領委任払いの導入、带状疱疹予防ワクチンの接種助成の3つでございます。

まず、保育ソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカーについて行いたいと思います。

保育ソーシャルワーカーの提案をする背景といたしまして、全国的に児童虐待件数は過去最多となり、こども園における対応の重要性が高まる一方で、リスクの高いケースでも児童相談所等への通告にとどまり、継続的な関わり方のノウハウや適切な連携体制が確立されていない状況にあることがあります。

療養不安や養育不安や子供への虐待といった親子の問題、貧困やDV、多国籍化する家庭や家族の問題、子供と養育者の疾病や障害、さらには保育者と保護者のコミュニケーショントラブルなど、その種類は様々です。通常のこども園等で行う保護者支援では対応し切れない場合も少なくありません。

これらの背景から、厚生労働省は保育園等にソーシャルワーカーを配置する取組を令和2年度予算において、保育園等における要支援児児童等対応推進事業という名称で事業化しています。

そこで、お尋ねをいたします。本町のこども園、小中学校等への巡回体制と巡回員の役割、本町における相談内容と問題ケースの傾向と支援内容、地域支援ネットワークや関係機関との連携、支援体制、これらについてお尋ねしたいと思います。お願いいたします。

○大西樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 それでは、川西議員の保育ソーシャルワーカーの導入、スクールソーシャルワーカーの増員についての御質問にお答えいたします。

最近の子供たちを取り巻く環境につきましては多様化しており、とりわけ家庭が置かれる環境は育児そのものに関する問題をはじめ、経済的な心配や心身の不調、家庭問題など様々でございます。これらデリケートな問題に対応し、解決の方向に導くためには専門的な支援が求められていると認識しておるところでございます。

さて、本町におけますスクールソーシャルワーカーらのこども園、小中学校への巡回体制とその役割についてでございます。

学校教育課に在籍しておりますスクールソーシャルワーカーの2名が小中学校を担当しており、早期支援教育センター「たむ」の特別支援教育専門員、臨床心理士の資格を持った早期支援コーディネーターら3名がこども園を担当しております。

彼らの役割につきましては、保護者や子供たちの悩みや、それぞれが抱えております様々な問題に対する聞き取りや支援、また、町長部局の福祉保険課や県の児童相談所など関係機関へのつなぎ役、さらには、関係機関と連携しての問題解決への導きなどが挙げられます。

次に、相談内容と問題ケースの傾向及び支援の内容についてでございます。

小中学校では不登校に関する相談や家庭環境に関する事案、友人などの対人関係に関する事案が増加傾向にあり、こども園では発達障害などに関する相談が増加傾向にございます。

支援の内容につきましては、家庭への訪問や見守りをはじめとする子供たちの面談や、友達とのよりよい関係の築き方、集団づくり、個々の感情のコントロールの仕方を学ぶためのグループワークを実施いたしております。

また、校内の関係者で事案の情報を共有し、問題解決に向かうためのケース会議の開催、民生委員や医療機関などを含めた支援体制の構築、福祉保険課や児童相談所など、関係機関と連携した支援などを行っているところでございます。

具体的に申しますと、地域支援ネットワークや関係機関との連携、支援体制につきましては、福祉保険課の所管であります要保護児童対策地域協議会にスクールソーシャルワーカーが参画しております。

また、こども園や小中学校での個別ケース会議には、教職員ら関係者とともに、スクールソーシャルワーカーと早期支援教育センター「たむ」の職員が参加し、情報の共有、実施する支援の方針や具体的な内容を協議するなどし、連携の強化を図っているところでございます。

以上、川西議員の質問の回答とさせていただきます。

○大西樹議長 7番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。体制は整っているというふうに承知をいたしました。

現在、本町ではスクールソーシャルワーカーがこども園への巡回などの役割も担っていると、今、御答弁をいただきました。たむの職員の方が1名加わることによって、こども園での巡回は3名ということとお聞きいたしました。ソーシャルワーカーにつきましては2名でございます。2名体制では小学校6校、中学校、支援センター「たむ」、「らいむ」、「いくむ」に加えて、こども園6校の対応もしなければならないのは人員が十分とは言えないのではないのでしょうか。そのためにも専門職の増員が必要と考えます。

基幹こども園に保育ソーシャルワーカーを配置し、相談支援を実施しつつ、他のこども園への巡回支援を実施、要保護児童を対象とした地域協議会等と連携をして、こども園のケースを各関係機関とつなげ、協議を行い、対応や支援をしていくことができれば、より充実した支援体制が整うのではないのでしょうか。保育ソーシャルワーカーの配置、また、スクールソーシャルワーカーの増員についてのお考えをお尋ねいたします。

○大西樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 川西議員さんの再質問にお答えいたします。

保育ソーシャルワーカーの配置、スクールソーシャルワーカーの増員についてでございます。

教育委員会といたしましても、こども園を担当する保育ソーシャルワーカー、小中学校を担当するスクールソーシャルワーカーという専門職の重要性は必要性和ともに十分に認識しているところでございます。

このため、昨年度におきましては、社会福祉士の資格を持ち、ソーシャルワークの経験がある人材を雇用し、スクールソーシャルワーカーとして活躍してもらっております。

支援を要する子供や家庭、相談件数の推移などを踏まえつつ、町長部局にあります福祉保険課に在籍する社会福祉士との連携なども考慮しながら、適正な人員配置ができるよう検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上、川西議員の質問の答弁とさせていただきます。

○大西樹議長 7番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。

スクールソーシャルワーカーは教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を要する方で、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関との連携・調整を行う役割を担っています。

スクールソーシャルワーカーの方が関わる問題は多岐にわたっています。不登校に対しても、児童や生徒、そして保護者の悩みに寄り添いながら、個々の児童生徒にとって最もよい方向に進めようと頑張ってください。

現在、スクールソーシャルワーカーの働きかけによって、不登校の子供たちの適応支援センター「いくむ」への見学者が少しずつ増えているともお聞きをしております。1人のスクールソーシャルワーカーの方が果たす役割は大変大きなものがあるのではないのでしょうか。1人増えることによって、より早い段階で、より丁寧な、そしてより多くの方の問題解決に向けた対応が可能になると思います。ソーシャルワーカーの増員について、ぜひ御検討ください。

1つ目の保育ソーシャルワーカーの導入、スクールソーシャルワーカーの増員についての質問を終わります。

○大西樹議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

7番、川西米希子君。

○川西米希子議員 2つ目の質問をさせていただきます。

居宅介護住宅改修、介護予防住宅改修の受領委任払い制度の導入、これについてお伺いをいたします。

介護保険は予防と安心で暮らしを支える制度です。生活環境を整えるために、住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7割から9割が改修費として支給をされています。改修費用が20万円かかった場合、自己負担は1割から3割となっています。自己負担1割では2万円、2割では4万円、3割では6万円です。住宅改修のサービスを受けるには、

要介護認定を受けていることが前提となり、改修申請や改修工事後の支払い等についても取決めがされています。

本町の場合、工事費用は改修工事を行った事業所に、一旦、全額本人が支払わなければなりません。すなわち償還払いとなっています。現在、香川県内において、高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、綾川町の7市1町においては、受領委任払いができるとされています。

高齢化が進展する中、より安全な生活や、介護状態になることを予防する事業はますます重要になってくると思います。利用者の一時的ではありますが、経済負担を軽減し、より利用しやすくすることも必要ではないでしょうか。

利用者からも、自己負担分だけを支払い、残りは町から事業者支払いをしていただくことはできないでしょうか。自分の生活では立替金の負担が大きく、町から直接支払っていただくことができればとても助かりますとお声もあります。

介護保険を使つてのこの事業は償還払いが基本だとは思いますが、既に受領委任払いされている市町もあることから、本町の裁量で可能であると思います。お考えをお尋ねいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの、居宅介護住宅改修の受領委任払い制度の導入についての御質問にお答えいたします。

居宅介護住宅改修は要介護認定を受けていることが前提となりますが、御自宅により安全な生活が送れるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7割から9割が住宅改修費として支給されます。対象となる工事の例としては、手すりの取付け、段差や傾斜の解消、滑りにくい床材への変更、和式から洋式への便器の取替え、開き戸から引き戸への取替えなどが対象となります。

このサービスは介護保険を使うこととなり、現在は償還払いが基本となっています。まんのう町では、後期高齢者医療保険の状況は骨折に係る費用が最も多く、自宅で転倒されて骨折されるケースが多い状況です。高齢者が骨折されますと、自宅で暮らすことが難しくなつて、やむを得ず介護施設に入所されることとなつていきます。入所される方が増えますと、介護費用も高くなつていきます。

住み慣れた地域、御自宅で自分らしく長く暮らしていただくための介護予防、転倒による骨折予防の観点からも、居宅介護住宅改修はとても有効な手段と思われますので、既に受領委任払いを実施されている市町を参考にさせていただき、前向きに検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 7番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。前向きに検討していただけるということで、今、この放送をお聞きの中にも関係する皆様がたくさんいらっしゃると思います。とても喜んでいらっしゃるのではないかというふうに思います。

今回は居宅介護住宅改修の制度について、住民の方々の切実なお声を私が代弁させていただきました。住民の声をお酌み取りいただきまして、できるだけ早く実現できますようによりしくお願いをいたします。

2つ目の質問、以上でございます。

○大西樹議長 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可します。

7番、川西米希子君。

○川西米希子議員 3つ目の質問に移らせていただきます。

带状疱疹予防ワクチンの質問に移ります。

带状疱疹予防ワクチンの公費助成につきましては、令和4年6月本議会、令和5年6月本議会の一般質問でもお訴えをさせていただいておりますので、今回で3回目となります。

1度目は、住民の方の健康を守る観点からも十分協議していきたい。带状疱疹の症状やワクチンに関する情報提供も行いたい。バランスの取れた食生活と健康的な生活習慣による予防も呼びかけていきたいと御答弁をいただきました。

2度目には、本町においても、一部の医療機関や住民からの問合せもあることから、ワクチンで防ぐことが可能な疾病については、命と健康を守り、町全体の健康レベルを高める観点からも検討していく必要があると考える。定期接種に向けた国の動向を注視しながら、医師会とも十分協議していくと御答弁をいただきました。

その後、今日までどのように住民に情報提供を行い、予防を呼びかけ、医師会との協議はどのように行われたのでしょうか。

带状疱疹は多くの人が幼少期に感染する水痘（水ぼうそう）と同じウイルスが原因です。加齢や疲労などの免疫力の低下に伴い、神経に潜伏していたウイルスが再活性化して発症します。発症率は50歳以降で高くなり、ピークは70歳代です。皮膚に痛みやかゆみを伴う発疹が現れます。带状疱疹ウイルスは神経の流れに沿って障害を及ぼすことから、目や耳など感覚器の神経を傷つけると、視力の低下や難聴を引き起こすこともあります。運動神経を傷つけると、腕が上がらなくなることなどの麻痺や排尿障害などの合併症につながることもあります。これらの症状は障害や後遺症として残ることもあり、以後の生活に大きく影響します。

予防にはワクチン接種が有効とされています。厚生労働省の専門委員会では、定期接種化に向け、国内で使用されている1回接種の生ワクチンと2回接種の不活化ワクチンの安全性や有効性を確認し、費用対効果が期待できるとして、本年、令和6年6月20日、定期接種化は差し支えないと結論づけました。これにより、带状疱疹予防ワクチンが公費で助成する定期接種に加わる見通しとなり、その後、同省の専門部会で対象年齢やワクチンの種類などを議論し、最終判断が出されることになっているということは承知をしております。

带状疱疹ワクチンは、現在、全額自己負担の任意接種に位置づけられているため、高い

ものでは、不活化ワクチンですが、4万円程度かかります。そこで、全国で独自に接種費用を助成する自治体が増えています。今年6月現在では計660の自治体に上ります。

東京都では50歳以上を対象に接種費用を助成する区市町村への支援制度を創設し、今年度は62自治体のうち61の自治体が助成を実施しています。

香川県内においては、綾川町では今年4月1日より、三豊市、観音寺市では今年8月1日より、50歳以上を対象にワクチン予防接種費用の半額助成を行っています。直島町では、令和4年4月1日より50歳以上の方を対象に接種助成を開始、さらに今年4月1日からは、罹患リスクの高い18歳以上の方にも助成を行っています。自己負担金は生ワクチンの場合が1,700円、不活化ワクチンが1回につき5,000円であります。

本町においても、住民の健康を守るため、50歳以上の方を対象に带状疱疹ワクチン予防接種費用を助成できないでしょうか、お尋ねいたします。

1問ずつ質問させていただきたいと思います。

带状疱疹は発症した際、早期に治療を開始することで、痛みの緩和と後遺症を防ぐことができます。本町では早期発見、早期治療を促す広報啓発にどのように取り組まれていますでしょうか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの1番目の質問、本町では早期発見、早期治療を促す広報啓発にどのように取り組まれていますかとの御質問にお答えいたします。

带状疱疹は水痘に感染したことにより、生涯にわたって神経に潜伏感染している水痘・带状疱疹ウイルスを原因として、加齢、疲労、免疫力低下によってウイルスが再活性化することによって起こる疾病です。重症化した場合には、様々な合併症の中でも、皮膚症状が治った後も痛みが残る带状疱疹後神経痛が高い頻度の後遺症として挙げられます。

带状疱疹の治療では、抗ウイルス薬により带状疱疹の原因である水痘・带状疱疹ウイルスを抑制することで症状の改善が図られます。症状が現れた場合には3日以内、遅くとも5日以内に投与を開始することが望ましく、治療開始が遅れると、抗ウイルス薬の効果が十分得られない可能性が高くなり、重症化してしまうため、早期発見、早期治療することが重要とされております。

現在、国において定期接種に向けての審議がされているところではありますが、予防接種は任意接種であり、本町では広報啓発活動は行っておりません。

しかしながら、本年6月に国において带状疱疹ワクチンの予防接種を定期接種に含める方針が決定された以降、8月よりワクチンメーカーのグラクソ・スミスクライン社により、新たに带状疱疹の疾患と予防啓発のテレビCMが全国放映され、目にすることも増えてまいりました。

また、ワクチン接種の助成を実施していない県内の自治体でも、ホームページなどで带状疱疹の疾病や治療、予防について周知啓発をされているところもございます。

本町におきましても、疾病の早期発見・早期治療につなげるため、带状疱疹について周

知啓発を実施してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 7番、川西米希子君。

○川西米希子議員 ありがとうございます。ぜひ周知広報をしていただければと思いますので、できるだけ早い時期に行っていただければと思います。

带状疱疹予防ワクチンについて、また、その効果についてはどのように捉えられていますでしょうか。先ほどの御答弁の中にもこのお答えはあったかとも思いますけれども、带状疱疹、また、その効果についてどのようにお考えになるのか、いま一度、お願いいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの2番目の質問、带状疱疹予防ワクチンについて、また、その効果についてはどのように捉えられているのかとの御質問にお答えいたします。

带状疱疹ワクチンは、平成28年3月に乾燥弱毒生水痘ワクチンが50歳以上の者に対する带状疱疹の予防に対して追加承認され、平成30年3月には乾燥組換え带状疱疹ワクチンが50歳以上の者に対して薬事承認され、現在、2種類の予防ワクチンがございます。

带状疱疹ワクチンには带状疱疹の発症を予防する効果と、それ以外にも重症化した場合の合併症である带状疱疹後神経痛の発症予防効果についても学術的に確立されているとされております。現在、国においても、定期接種に向けて議論がなされていることから、疾病の重症化予防を目的として有効であると考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○大西樹議長 7番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございます。ワクチンは有効であると考えているとの御答弁でございましたが、それではお尋ねいたします。

本町独自の带状疱疹予防ワクチンの助成についてのお考えをお尋ねいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの3番目の質問、本町独自の带状疱疹予防ワクチンの助成についてのお考えをお尋ねしますとの御質問にお答えいたします。

带状疱疹ワクチンの定期接種化に関して、現在、国から時期や対象者など詳細について示されてはおりませんが、国における審議では、ワクチンの供給体制については、令和7年度から定期接種化された場合にも、ワクチンメーカーの想定する接種プログラム、接種率においては必要量を供給可能とされており、早ければ令和7年度からという可能性がございます。

しかしながら、接種年齢については、50歳代から免疫が低下し、罹患率が上昇・増加し、70歳代でピークを迎えること、加えてワクチンの有効性が生ワクチンでは10年程度で減衰し、組換えワクチンにおいては接種後10年で約7割の有効性のデータは示されているものの、70歳頃に十分なワクチン効果が発揮できるよう、基本的に高齢者を対象

とした上で議論が継続されているところでございます。

また、接種費用につきまして、組換えワクチンにつきましてはワクチン単価が高額であるため、国では定期接種の中でどの枠組みにすべきかの議論もされており、接種につきましては、独自の助成を行った場合も、定期接種となった場合でも、通常は生涯で1回となること、また、住民の接種における自己負担についても、独自の助成と定期接種とは異なる可能性も否定できません。

これらのことから、接種年齢や負担額において住民間で不公平が生じることがないように、また、独自助成は全額町単独経費であり、50歳以上では対象者が9,000人を超え、接種率によっては多くの予算が必要となることから、独自助成実施市町での接種状況など、近隣市町の情報も調査研究しながら、国から示される定期接種の内容を見定めて、定期接種に向けて準備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 7番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。

現在、テレビでも带状疱疹の予防ワクチン接種についてコマーシャルが行われています。それにより、住民の方の関心は高まっているようです。私も住民の方から带状疱疹について尋ねられたり、带状疱疹の後遺症についてのお声を聞くことが増えてきました。

このようなお声です。まんのう町には带状疱疹予防接種の助成はないのでしょうか。他の市町では助成が行われているところもあります。川西議員さんが助成を訴えてくれましたが、その後はどうなったのでしょうか。今、家族が带状疱疹の後遺症で苦しんでいます。带状疱疹にかかった後、痛みが数年間続き、本当につらかったです。带状疱疹の予防接種をしたいけれど、あまりにも高額のため、諦めるしかありません。このようなお声です。この場をお借りしてお伝えさせていただきました。

現在、国による定期接種化の具体案に向けて議論はされているところではありますが、12月2日現在、私がお尋ねしたところによりますと、現在において具体的なことはまだ何も決まっていないというふうにお聞きをいたしました。現状では来年度から定期接種となるのかも分からない状況です。そうこうしている間にも带状疱疹に罹患し、苦しむ方が出てくるのではないのでしょうか。罹患者数は50歳から増加します。50歳以上の方、また、罹患リスクの高い18歳以上の方を対象とした本町の助成制度の導入を求めたいと思います。

本町が独自で助成できない理由は、国の定期接種化をあくまでも待つということでしょうか。この1点、お聞きいたします。

○大西樹議長 健康増進課長、松本学君。

○松本健康増進課長 川西議員さんの再質問にお答えいたします。

現在、国のほうで審議はされておりますが、接種年齢等についても、50歳からなのか、ピークを迎えるのが70歳というところもありますので、70歳ではもう遅い。ただ、5

0歳では少し早いのではないかというところもございます。そういったところで、今のところの情報では、65歳のあたりを軸にして、ほかの高齢者の予防接種と同様に、分かりやすいのではないかという御意見等もあって、議論のほうが続けられているところです。

ですので、本町としまして、50歳で受けた場合に、今のところ、臨床試験等で10年程度の予防効果というのは試験結果で見えておりますが、それが実際にピークを迎える70代になった時点で、どの程度の効果が残っているものかということも含めて、国のほうでも議論されているのだと思いますので、そういったところも注視しながら、ちょっと情報がまとまり次第というところで、今のところは定期接種に向けてというところで、準備のほうを進めさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 7番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございます。国の議論は6月、これ以後、あまり進んでいないようでございます。

町として、先ほど私も住民の方のお声をお伝えさせていただきましたが、このような本当に切実なお声を町として国のほうにも上げていただくことをしていただければというふうに思います。

予防接種は本人が接種するかどうかを決めることになります。対象の方全員が接種することは極めて稀であると思います。接種助成を現在実施している自治体でも、対象者の2%から3%、もしくは5%ぐらいを見込んでいるようであります。

本町の場合、50歳以上の人口が12月1日現在9,633人ですので、5%の場合は接種対象者は482人です。3%の場合は289人です。接種者が選択する1回接種の生ワクチン、2回接種の不活化ワクチン、それぞれに半額助成を行ったとしても、町の財政を圧迫するということはないと思います。

予防接種によって住民の方の健康や重症化が守られれば、費用対効果は大きいと思いますし、医療費削減の効果もあると思います。

最後に、いま一度、申し上げたいと思います。

今後、国が定める定期接種となった場合でも、その対象が65歳以上となった場合、50歳から64歳までの方は対象から外れます。働き盛りで、社会で、職場で、家庭で大きな役割を担っている世代でもあります。その場合、町独自として50歳以上の方、そして罹患リスクの高い方の公費助成をここでいま一度求めたいと思います。

住民の健康と命と暮らしを守ることをぜひお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○大西樹議長 以上で、7番、川西米希子君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

10番、白川正樹君、質問を許可します。

○白川正樹議員 それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

今回の質問は1問で、防犯カメラについてです。

防犯カメラがついていないが、設置したほうがよいと思う場所としては、公園とか学校の出入口、駐車場などの子供だけで行動することが多い場所とか、人気のない暗がりなどが考えられております。

防犯カメラとよく似た言葉で監視カメラというのがあります。防犯カメラと監視カメラに大きな差はありませんが、利用目的において違いがあります。

防犯カメラは主に犯罪の防止や抑止の目的で使用されることが多いため、一般的に入り口や敷地の境界など、不審者が侵入しそうな場所に目立つように設置されることが多いです。

一方、監視カメラは、事故や事件が起きた際に、該当する時刻の証拠映像を振り返ることを目的として活用されていることが多いです。監視カメラは公園や駅などの公共の場の監視を目的として設置されることが多いです。

それで、私、２０２１年の９月議会でも防犯カメラについて質問をいたしました。３年前とは社会情勢もいろいろ変化してきたと思いますので、再度、質問をいたします。

３年前の質問内容はというと、役場、支所、こども園、小学校、中学校の設置状況はどうなってますかという質問でありました。それに対して町長の答弁は、設置済みは満濃中学校と、小学校では高篠小学校、仲南小学校です。こども園は仲南こども園、高篠こども園、四条こども園、琴南こども園であるとの答弁がありました。

その後の設置の有無をお尋ねいたします。２０２１年９月では未整備だった長炭こども園と長炭小学校、質問したときには、まだ建物がなかった満濃南こども園と満濃南小学校、琴南小学校、四条小学校と本庁、支所の設置状況はどのようになっているのか、もう一度、この２０２１年の後の時点での設置状況をお願いいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川議員さんの防犯カメラについての御質問にお答えいたします。

最近、闇バイトと呼ばれる民家を狙った強盗事件などが関東で多発しているというニュースをよく目にします。一方、海外に目を向けますと、中国では１１月１６日に学校施設で刃物による襲撃事件が起こり、多くの死傷者が出たほか、１１月１９日には小学校前で児童に車が突っ込み、多数の負傷者が出るという事件もありました。

ところで、質問の１つ目の内容は、令和３年９月議会において白川議員さんから御質問いただいた役場、支所、学校、こども園の防犯カメラの設置状況についてに関連しまして、当時、防犯カメラが未整備だった学校、こども園と本庁・支所の設置状況はどうなっているかという御質問にお答えいたします。

３年前において設置済みであった学校は、満濃中学校と高篠小学校、仲南小学校の３校、また、こども園は仲南こども園、高篠こども園、四条こども園、琴南こども園の４園でございました。

それ以降の設置状況についてでございます。

こども園につきましては、満濃南こども園は一昨年の統合施設建設に併せて設置し、長

炭こども園にも設置いたしました。このため、町内全てのこども園において防犯カメラの設置が完了しております。

一方、小学校につきましては、長炭小学校、満濃南小学校、琴南小学校、四条小学校についてはまだ設置ができておりません。子供たちの安全を守るという観点から、設置検討したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本庁・支所に関してでございます。本庁舎は不特定多数の来庁者がおりますことから、1階のロビーや窓口、屋外に合計10台設置しております。また、本庁舎以外ですと、美合出張所や琴南未来活性化センター、リサイクルステーションまんのうに設置しておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 10番、白川正樹君。

○白川正樹議員 そしたら、長炭小学校と満濃南小学校、琴南小学校、四条小学校はまだだということなんで、早急に設置してもらいたいと思います。

次に、公民館などの公共施設について質問いたします。

防犯カメラはプライバシーの観点から問題があるとの意見がよくあるんですけども、役場はさっき設置したということですね。役場などの公共施設は不特定多数の方が訪れるので、住民や職員の安全のために設置が望ましいと考えていましたが、設置しておるといような、今、返事でしたね。

それで、本庁では設置する場所の検討をしていただきたいんですけども、例えば役場でしたら住民と職員が常に接する1階とか2階のロビーとか窓口付近など、学校でしたら、学校の校門付近などに設置していただきたいと思いますが、このことについては検討しておるんですかね、どうですかね、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 白川議員さんの御質問にお答えします。

本庁舎におきましては、1階のロビーに2つ、そして1階の通路のほうに4つ、外の駐車場の南側のほうに2つ、それと会計室に2台、それだけあるわけでございます。

また、琴南総合センターには1台、そして、リサイクルステーションまんのうのほうには6台、そして、琴南地域活性化センターに2台、これだけ設置してるわけでございます。よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 10番、白川正樹君。

○白川正樹議員 どんどん公共施設に防犯カメラを設置しておるということで安心いたしましたけれども、まだこれ以外にもあると思いますので、検討をお願いしたらと思います。

それで、香川県には防犯カメラ助成制度というのがあるんですけども、それは対象者が県内の市町村及び自治会などになっております。個人や企業は対象外になっておりますので、そこで質問いたします。

まんのう町では補助金制度はいろいろありますけれども、その中に個人が住宅に安心・

安全のために設置する防犯カメラの補助金制度もその中に含むような考えはあるかどうかをお尋ねいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川議員さんの、防犯カメラの設置補助金制度についての御質問にお答えいたします。

個人が住宅に安心・安全のため設置する防犯カメラの設置も補助金制度の中に含む考えがあるのかということでございますが、白川議員さんの御質問にもありましたとおり、現在、香川県が実施しております香川県防犯カメラ設置補助事業がございます。この補助金の対象となるのは県内の市町及び自治会等でございます。自治会等とは、自治会だけではなく、PTAなど地域防犯活動を行う団体で一定の条件を満たしておれば対象となります。ただし、個人や企業等は対象ではございません。今年度はまんのう町と1つの自治会がこの補助金を活用し、防犯カメラを設置しております。

また、香川県の補助金に加えまして、まんのう町防犯カメラ設置促進事業がございます。こちらは香川県防犯カメラ設置補助事業の補助金交付が決定した団体に対し、県の補助を除いた費用の一部を補助するもので、個人は対象外でございます。現在の補助金制度を活用いただき、まずは自治会や地域のコミュニティー単位で防犯カメラの設置を御検討いただければ幸いです。

しかしながら、最近の情勢を考えますと、個人宅の防犯カメラの設置需要はますます高まっていくのではないかと考えるところでございますので、近隣市町の動向も注視しつつ、個人を対象とする補助金の検討をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 10番、白川正樹君。

○白川正樹議員 個人の住宅にはまだ検討してないということなんですけど、今からまた検討するということなんだと思います。

事件や事故があった場合に、設置しておけばよかったなと思うようなことがないように、ぜひとも町民の安心・安全のためにも、防犯カメラや監視カメラの設置を進めていただきたいと思います。

それで、私、9月議会の一般質問で、防災井戸についての質問をいたしました。広報12月号で、早速、取り上げていただきましてありがとうございます。災害時の協力井戸登録が増えることを願っております。

それで、通告にはなかったんですけども、例えば分かるのであれば教えていただきたいんですけども、現在の井戸の登録件数というのは分かりますか。分かればお願いいたします。

○大西樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 白川議員さんの御質問にお答えします。

現在、始まったばかりということもありまして、まだ少ないんですけども、オフトー

クといいますか、告知放送のほう、また、広報のほうで見られた方が、早速、今、5名ほど登録のほうをしていただいておりますので、また順次、登録が増えることを願っております。よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 10番、白川正樹君。

○白川正樹議員 防犯カメラもそうなんですけども、防災井戸も増えるような政策をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○大西樹議長 以上で、10番、白川正樹君の発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の開催は、12月5日、午前9時30分といたします。本議場に御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後1時50分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 1 2 月 4 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員